

# 刑務所出所者等に対する就労支援の充実・強化等について

平成26年12月8日  
犯罪対策閣僚会議  
再犯防止対策WT  
幹事会就労支援TF  
申し合わせ

## 1 現状認識

一般刑法犯により検挙された者に占める再犯者の割合は、平成9年の約3割から一貫して上昇し続け、平成25年は約5割となるなど、再犯の問題は年々深刻化している。

平成24年7月には犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が策定され、また、平成25年12月には「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」を柱の一つとした「「世界一安全な日本」創造戦略」が閣議決定された。いずれにおいても、無職者の再犯率が有職者の再犯率の約4倍に達していることや、刑務所再入所者の約7割が再犯時無職であることなどを踏まえ、刑務所出所者等の再犯防止策として、就労の確保が重要な要と位置付けられているところ、良好な治安の確保に向け、官民を挙げて、刑務所出所者等に対する就労支援を一層強化する必要がある。

## 2 対策

「再犯防止に向けた総合対策」及び「「世界一安全な日本」創造戦略」に定められている刑務所出所者等に対する就労支援策の加速化を進めるとともに、関係省庁がシームレスに連携し、以下の具体的取組を講ずることを通じ、

2020年を目途に、刑務所出所者等の事情を理解した上で雇用している協力雇用主の数を現在の3倍にする※

ことにより、刑務所出所者等の就労を確保し、もって、その再犯の防止を図ることとする。

### (1) 刑務所出所者等の就労確保に向けた関係業界等に対する協力の要請等について

刑務所出所者等の就労を促進させるためには、前歴等の事情を知らながらも刑務所出所者等を雇用し、その再チャレンジを支える全国約1万2千の協力雇用主の一層の確保を推進するなど、関係業界等の協力を得た就労支援の推進等

が極めて重要である。

そこで、次の事項について、所管の業界団体等に対して協力を依頼するとともに、各業界団体からそれぞれの会員企業等に対しても同様の働き掛けが行われるよう要請するなど、所要の措置を講ずることとする。

ア 再犯防止対策や刑務所出所者等に対する就労支援の重要性、ハローワークにおける受刑者等専用求人制度などの国の就労支援施策について、法務省が主唱している「社会を明るくする運動」（毎年7月が強調月間）と連動するなどし、業界団体・会員企業等に対して周知するとともに、その理解の促進に向けた取組を進めること。

イ 矯正施設在所中から就労意欲を喚起させ、また、技能等を習得する貴重な機会ともなる刑務作業について、業界団体・会員企業等における積極的な発注を促すこと。

ウ 法務省HPや協力雇用主パンフレットなどを活用し、業界団体・会員企業等に対して協力雇用主について周知し、その理解を深めるとともに、会員企業等において協力雇用主として登録するよう奨励すること。

## (2) 公的機関における刑務所出所者等の雇用促進及び協力雇用主に対する優遇措置の拡充について

平成25年8月に実施した「再犯防止対策に関する特別世論調査」によれば、刑務所出所者等の就労拡大のために国や地方公共団体が取り組むべき施策として、「国や地方公共団体で雇用する」を挙げた回答者が約37%に上り、前歴等の事情を知らながらも刑務所出所者等を雇用し、その再チャレンジを支える協力雇用主に対して国や地方公共団体が行うべき支援策として、「公共工事等競争入札における優遇措置」を挙げた回答者が約15%に上っている。

これらの調査結果等を踏まえ、法務省及び厚生労働省において、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組を、法務省において、同省発注工事（総合評価落札方式）において協力雇用主にポイントを加算する措置に向けた取組を、それぞれ始めているところである。

また、近年、刑務所出所者等の雇用及び公共工事等競争入札において協力雇用主に対してポイントを加算する取組を始める地方公共団体が徐々に増加している。

そこで、次の事項について、それぞれの組織の実情等を踏まえ、所要の措置を講ずることとする。

ア 国及び地方公共団体において刑務所出所者等を雇用する取組について、実施に向けた検討を行うとともに、地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体に

おける同種の取組が一層促進されるよう、地方公共団体に対して所要の働き掛けを行うこと。

イ 競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁においては、当該省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図ること。

### (3) 関係省庁等が連携した矯正施設在所段階からの就労支援の充実について

刑務所出所者等が矯正施設を出所した後、速やかな社会復帰を実現するためには、矯正施設在所中から就労に向けた取組を進めることが望ましい。

しかしながら、矯正施設在所中は求職活動等が大幅に制限されることから、就労を促進するためには、矯正施設における職業訓練を含めた、矯正施設在所段階からの就労支援を抜本的に充実・強化する必要がある。

そこで、次の事項について、関係省庁等が密接に連携し、所要の措置を講じることとする。

ア 矯正施設在所中での受刑者等の就労の確保に向けて、矯正施設とハローワークが密接に連携し、受刑者等に対して手厚い就労支援を実施するため、矯正施設内に、刑務所出所者等への就労支援に専従するハローワークの相談員を駐在させることなどにより、もって矯正施設内で実施されるその他の就労支援との一体的な支援を実施すること。

イ 矯正施設在所中から出所後の就労に向けた技能や資格等の習得の促進を図るため、矯正施設における職業訓練の見直しを行う上で必要となる業界団体・会員企業等のニーズや労働力不足分野の状況等について定期的に調査し、関係省庁間で共有すること。

## 3 フォローアップ

当分の間、本申し合わせに基づく関係省庁、地方公共団体、関係業界等の取組の状況について、法務省が関係省庁の協力を得て少なくとも年1回フォローアップを行う。

※協力雇用主として保護観察所に登録している企業のうち、実際に刑務所出所者等を雇用している企業の数は、平成26年4月1日現在、472社。